

那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名 那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務委託

(2) 業務の目的

那覇市立こども園及び那覇市こども教育保育課に設置のパソコン端末から、クラウド上にある保育支援システムへアクセスするにあたり、安全な情報セキュリティを確保するとともに、オンライン研修や会議での利用も可能とする環境を整えるため、無線 LAN 環境等によりインターネット接続ができる通信ネットワークの再構築業務（以下「再構築業務」という。）と、再構築後の通信ネットワークの維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）について、那覇市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に業務委託を行う。

(3) 業務内容

別添「那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

再構築業務 契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

維持管理業務 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで（60 月）

2 提案上限額

33,451,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳額 再構築業務 26,851,000 円（令和 8 年度のみ）

維持管理業務 6,600,000 円（令和 8 年度 12 月～令和 13 年度 11 月）

※上記金額は、契約予定額ではなく提案上限額を示す。

※提案額が上記内訳額で示す各業務毎に、提案上限額を超過している場合は失格となる。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。
- (3) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (4) 賃金不払い等社会的不正行為がないこと。また、適正な労働環境の確保のため、労働基準法その他の法令規則を遵守していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 提案参加申込書提出の日から本件に係る受託者の確定の日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (8) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (9) 過去 10 年の間に個人情報等の漏洩により、本市その他の市区町村から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク又は ISO /IEC27001（ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム））の認証を取得していること。
- (11) 保守窓口が沖縄本島内に所在し、オンサイト保守が可能であること。
- (12) 参加希望者は、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本件の参加希望者となること及び、他の参加希望者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者においても、(1)～(11)までの要件を満たすものとする。

4 優先交渉権者決定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するもので、決定までの流れは次のとおりとする。

- (1) 提案参加表明書（様式 1）の提出があった者について、参加資格の有無を確認する。
- (2) (1)により参加資格があると認められた事業者のプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点交渉権者との協議に移るものとする。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

	書類	備考	参加希望者	協力事業者
①	提案参加表明書（様式 1）		○	—
②	会社概要（様式 2）		○	○

③	誓約書（守秘義務）（様式 3）		○	○
④	委任状（様式 4）	代表者以外の支店長、営業所長等に提案、見積、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合。	○	—
⑤	誓約書（暴力団等）（様式 5）		○	○
⑥	使用印鑑届（様式 6）		○	—
⑦	印鑑証明書（原本）		○	○
⑧	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	○
⑨	市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	当市市民税課へ納税証明書の発行申請をする場合は、種類：完納証明『納税証明書（滞納のない証明書）』、区分：「税額の表示なし」で申請してください。	○	○
⑩	消費税納税証明書（滞納のない証明書）	「消費税及び地方消費税」を滞納していない証明書を提出してください。 納税証明書その 3、3 の 2 及び 3 の 3 のいずれでも構いません。	○	○
⑪	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	更新業者は直近 1 年分 新規業者は直近 2 年分（前期・前々期）	○	○
⑫	社会保険料納入証明書（直近 2 年以内）又は納付の猶予を受けている場合はその証明		○	○
⑬	労働保険（労災・雇用）加入証明書		○	○
⑭	本店、支店又は営業拠点が沖縄県内にあることを示す資料		○	○

※ 協力連携事業者がある場合、提案参加表明書（様式 1）に記述すること。協力連携事業者として記載のない事業者の参加は原則認めない。

※ ⑤～⑪について、本市法制契約課が管理する「令和 8 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録済みの者は、省略可とする。⑪の「更新業者」とは、令和 6・7 年度物品購入等入札山塊資格者名簿に登録されている者で、それ以外は「新規事業者」となります。

※ 印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、発行 3 ヶ月以内ものを提出すること。

(2) 提出部数

各 2 部（正本 1 部、副本 1 部）※副本はコピー可

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 3 時 ※必着

(4) 提出場所

那覇市子どもみらい部子ども政策課

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 参加資格審査結果通知

提出書類の審査結果について、参加資格審査結果通知書を7月1日までに参加希望者宛てに通知する。なお、参加資格を満たす者については、同通知書において9で示すプロポーザル実施日時及び実施場所等の詳細について併せて通知する。

(7) 参加辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、令和8年7月16日（木）午後5時までに、参加辞退届書（様式20）をこども政策課へ郵送又は電子メールで提出すること。

6 提案に係る書類の提出

(1) 提出書類

	書類	備考
ア	提案提出書（様式7）	
イ	提案書（様式8～15）	使用印鑑届の印を押印すること。 提案書は、仕様書及び別紙「那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務評価基準」の評価項目及び評価の視点に沿って作成すること。
ウ	会社概要（様式2）	協力連携事業者についても提出とする。
エ	契約実績証明書（様式16） ※実績ありの場合のみ提出	令和5年度以降に本件業務と類似した事例について提出すること。なお、本市その他官公署及び民間事業者と締結した事例又は現在履行中のものを対象とする。
オ	協力連携事業者予定調書（様式17）	
カ	費用見積書（指定様式なし）	提案する本業務に必要な費用を見積り、再構築業務費用と維持管理業務費用の内訳を記載すること。なお、維持管理業務費用は月額で示すこと。
キ	CD-ROM	ア～カについて、PDFファイルを提出

(2) 提出部数

各11部（正本1部、副本10部）※副本はコピー可

※ア～オについては、紙で提出することとし、用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、図表などA3判を使用する場合は、三つ折りしてサイズを統一すること。

※A4フラットファイルにファイリングし、指定した提出書類毎にインデックスを付けること。また、フラットファイルの表紙・背表紙に件名と事業者名を表示すること。

(3) 提出期限

令和8年7月16日（木）午前10時 ※必着

(4) 提出場所

那覇市こどもみらい部こども政策課

(5) 提出方法

持参又は郵送

7 質問及び回答

本提案に関する質問は、仕様書（通信機器類の同等品確認を含む）に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

(1) 受付期限 令和8年6月9日（火）午後3時

(2) 質問方法 質問疑義照会書（様式18）、通信機器類の同等品確認については同等品確認明細書（様式19）をメールにて提出すること。（宛先は16問い合わせ先に記載）メールの件名は「（質問）那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務について」とする。メール送信後は必ずこども政策課へ電話連絡すること。

(3) 回答 令和8年6月17日（水）までに、那覇市ホームページに回答を掲載する。

※見積書作成にあたり現地調査や見取り図が必要な場合は、質問疑義照会書によらず、こども政策課へ電話連絡をすることとする。

8 提案審査評価及び選定に関する事項

提案審査評価は推進委員会が実施する。

(1) 実施日時 令和8年7月28日（火）又は7月29日（水）
（詳細な時間は参加希望者毎に後日通知する。）

(2) 集合場所 那覇市役所本庁舎（詳細は別途通知） ※本庁舎地下駐車場は有料

(3) 実施時間 プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分

(4) 出席者 3名までとする。

(5) 準備物 パソコン等を使用する場合は各自で準備し、本審査実施日の1週間前までに市へ連絡すること（プロジェクター及びスクリーンは那覇市が用意したものを使用可。）

(6) 審査の順番 応募受付順の逆順とする。なお、辞退がでた場合は、順次繰り上げる等の方法により対応する。

(7) 留意事項

社会情勢、その他やむを得ないと選定委員会において判断された場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに変え、書類審査により選考することができるものとし、事前に参加者へ通知するものとする。

9 審査区分及び審査方法

審査は提案審査及び価格審査の2区分で実施する。

審査点は100点満点とし、審査区分における配点は提案審査が80点、価格審査が20点とする。

(1) 提案審査について

別紙「那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務評価基準」の評価項目及び評価の視点に基づき提案内容の審査を行う。

(2) 価格審査について

価格点については、提案上限額総額（33,451,000円）から334,510円（提案上限額総額÷100）減額ごとに1点を加点とし、提案上限額総額との差額が6,690,200円（334,510円×20点）以上の場合、価格点満点（20点）とする。

10 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が参加希望者毎に採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い参加希望者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の参加希望者が2以上ある場合は、当該参加希望者の順位を第2位とした委員の数が最も多い参加希望者を優先交渉権者とする。
- (3) (2)において、順位を2位とした委員の数が同数の参加希望者が2以上ある場合は、当該参加希望者の順位を第1位とした委員の当該参加希望者に係る採点の合計点が最も高い参加希望者を優先交渉権者に選定する。
- (4) 次点優先交渉権者は、順位を第1位とした委員の数が優先交渉権者の次に多い事業者とし、同数となる場合については、(2)、(3)を準用する。
- (5) 公募結果として応募が一事業者の場合、各委員の合意により優先交渉権者を選定するものとする。
- (6) (1)から(5)にかかわらず、出席委員全員の評価点の合計点が6割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないとき
- (2) 本要領に定める事項に違反したとき
- (3) 提案見積額が、提案上限額を超過したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 本要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められたとき
- (6) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断したとき
- (7) 6に定める提案に係る書類の提出がないとき

12 審査結果の通知及び公表

- (1) 優先交渉権者の選定後、審査結果は速やかに参加希望者へ文書で通知する。

- (2) 第1位の優先交渉権者及び応募総数は本市ホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

13 契約に関する基本事項

- (1) 契約締結に向けて協議をした結果、契約内容について同意をした者から見積書を徴収し、随意契約の方法により、契約を締結する。
- (2) 契約は、原則として本市が提示した契約書の内容で契約するものとする。

14 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年5月25日
質問書等の提出期限	令和8年6月9日まで
参加表明に係る書類の提出期限	令和8年6月24日まで
説明会	開催しない
参加資格審査結果通知	令和8年7月1日まで
提案に係る書類の提出期限	令和8年7月16日まで
提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月28日又は29日
審査結果の通知	令和8年8月上旬
契約締結日	令和8年8月上旬～中旬

15 その他

- (1) プロポーザルに参加するにあたり、書類等の作成及び提出にかかる一切の費用は、参加希望者及び協力連携事業者の負担とする。
- (2) 参加希望者及び協力連携事業者から提出された、本案件に係る書類等は、返却しないものとする。
- (3) 市が提示する資料及び回答書等は、本募集要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- (4) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (5) 本募集要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加希望者に通知する。
- (6) 委託料の額は、消費税及び地方消費税の税率改定などの場合は、協議のうえ改定するものとする。
- (7) 契約にあたっては、別途市の定める書類を提出すること。

16 問い合わせ先

那覇市子ども政策課 子ども施設グループ

担当 木下、宮里

TEL : 098-861-2110 FAX : 098-917-0106

E-Mail : [KM-SEI001\(at\)city.naha.lg.jp](mailto:KM-SEI001@city.naha.lg.jp)

※「(at)」は「@」に変換した上で、メール送信をお願いします。